

○**渋谷佐輔委員長** 休憩前に復し、会議を再開いたします。

高橋孝夫委員の総括質疑

○**渋谷佐輔委員長** 次に、順位3番、議席番号11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** 私は、長井市の行財政運営が誤りがないよう展開が図られるよう祈りながら、総括質疑を行います。通告をしております3点について、私の考え方を含め順次質問を申し上げますので、明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

3点通告しておりますが、ちょっと順序を変えさせていただいて、3番目のあやめ公園入園料についてから質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本定例会に議案第37号 長井市都市公園条例の一部改正案が上程をされています。これは、あやめ公園の入園料を平成19年度から現行の520円から700円に引き上げを行うというものであります。この審議は常任委員会ですけれども、そのことをどうこう言うつもりはありません。今回、私が申し上げたいのは、入園料を引き上げる以前の問題として、もっと検討を加えなければいけない課題があるのではないかという問題意識です。

その意味で、以下2点についてお伺いをしたいと思います。第1点目は商工観光課長にお伺いしますが、入園券配付に見直す余地はないかということについてです。

現在のこの入園券配付というのは、市の「広報ながい」に折り込みという格好でやっているわけですが、この方法をとられたのはいつごろなのか。それと市民の反応はどうか、お聞かせ

をいただきたいと思っております。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。今の市報に折り込みというふうな形にしたのはいつからかということですが、大変恐縮でございます。ここ数年というふうに記憶してございます。

(「反応は」の声あり)

○**齋藤理喜夫商工観光課長** 市民の方の反応ということですが、それにつきましては格段の問題等を聞いてはおりません。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** これはお聞きしたところですが、かつては観光協会で各世帯ごとに封筒に入れて、そして配付をしていたということなんです。それが、ただ商工観光課長の言葉を借りれば、ここ数年前から今の形になったということになるわけです。

今の形になって、実際に私ももらうわけですが、1世帯を構成する人数には関係なく6枚つづりです。7人家族でも6枚くるのです。単独世帯でも6枚くるのですよ。こういった状況になってるわけですが、これらについての不都合というの何もないということでしょうか。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

その前に、先ほどのいつからというふうなことでございますが、平成14年からということでした。

それから、世帯に對しまして6枚つづりというふうなことでございますが、こちらの方から各世帯の皆さん方には、6人以上おられる方は大変恐縮ですが、市の方においでくださいというふうなことをさせていただいてるということでございます。

それから、世帯の方が少ない場合は、それを切り取っていただいて、自分の分としてお使い

をいただくというふうなことでお願いをしているところがございます。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** 私はこのやり方を悪いとかいいとかということを申し上げたいのではないんです。

先に市民課長から長井市の1世帯あたりの平均構成人数をお伺いしました。そしたら、平均すると3,155人だそうです。そういうふうになっているんですね。いわば、大半は使われなくて済むということなんだろうというふうに、こう思います。これはこれでさっき申し上げたように、以前、観光協会でそれぞれ世帯ごとに名前を書いて、あなたのうちは何枚ですというふうにして配付をしていたやり方からすればよりよいものだし、できるだけ手数をかけないでやろうという判断のもとに実施をされてきたんだと思います。

しかし、この手法もやっぱりそろそろ見直していく時期にあるのではないかとというふうに、私はこう思っています。申し上げましたように、これまでの配付方法ですと、実際の世帯の実人員が反映をされないものなんですね。それから特に7人以上なんていう場合は、これは長井市内でもまれですけれども、不足をすることが当初からわかっているにもかかわらず、わざわざ来てくださいというふうに言わなければならないということ。この方式だと毎年、配付をしなければならないということになるわけです。

私はちょっと提案をしたいと思ってるんですけれども、この毎年配付をするという方法から、例えば5年間とか一定期間を区切って有効なパスみたいな、市民証みたいな、そういう形を配付をすることで対応できないだろうかとというふうに感じているんです。要は、長井市民であることを証明できる内容のものであればいいわけですし、1回発行すれば、その一定期間内、何年間に決めるかは別にして、それはその証さえ

持っていけば入園できるというふうなものを配付をすることがいいのではないかと思うんです。そうすれば、毎年しなくてもいいし、世帯ごとに構成員の差も悩む必要がないし、そういうように対応できるし。例えば、新しい子供が出生したときは、届けを出した際に、「はい、これ」と、おあげすればいい。死亡したときに返してくださいと言うかどうかは別にしてもですよ、というこの方法で対応できること。

更には、個人とかそれから世帯単位で管理をすることによって、関心も深まるという期待感も私は利点としてあるのではないかとというふうに考えますが、こういったことを、私は早急に検討し対応していただきたいというふうに思いますけれども、商工観光課長いかがでしょうか。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** 委員のご意見というのは、何年間に1回というふうな形、あるいは出生届の際のというふうなことでございますが、1年間のうちのちょうどあやめ期間だけ利用していただくというふうなこと、それを何年間か持って使っていただくというふうなことがどの程度可能なのかどうかという感じがいたします。

それから、出生届というふうな例を出されたんですが、かなり長期間になるというのは、かなり難しい状況があるのではないかなというふうな感じがいたします。ただ、どういったふうなことで市民の方にご利用しやすいような形にできるかどうかというのは、今後検討していかなければならないかなというふうに感じております。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** なんか難しく考えてしまわれたなという気はするんですけれども、市長、同じ考え方で私は申し上げているんですが、こういう検討は始めた方がいいというふうに、

私は思ってるのよ。私だけじゃなくて、私はえらそうに今言ってますけど、実際は市民から「そういうふうにした方がいいべ孝夫ちゃ」とこう言われてるわけなんですけど、もっともなことだとやっぱり私も感じるんです。何で、毎年こういうことをするのだろうということであるとか。

今、いみじくも齋藤商工観光課長が「あやめ公園の入園だけが」とおっしゃいました。これは私は違う活用もあると思うんですね。そういったところというのは、例えば市民証をどこまで使う、これは個人情報保護法の関係もありますから難しいところですけど、今、例えば山形県で始めてる電子申請がどうのこうのなんていうのよりは、ずっと私は活用しがいのあるものだと思うんですが、そういった検討というのは始めていくということがもう時代の要請ではないかと思うんですが、そこはどういう見解を持ってらっしゃいますか。お聞きをしたいと思います。

○**渋谷佐輔委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** お答えいたします。

大変よいアイデアをちょうだいしたなというふうに感謝申し上げます。

私も最初やっぱりパスポートみたいにしますと、どうも紛失する人が続出するんじゃないかというところが懸念されておったんですが、考え方としまして、市民証みたいな形で活用できる。そして一方、あやめ公園の入園が、入園料が無料ということでございますので、市民は余りありがたみを感じてないんじゃないかと。しかも、市報の中に印刷されてあるやつを切り取って持ってきてくださいみたいなのは、よくよく考えれば、確かに委員がおっしゃるとおりだなと。

関心を持っていただく意味からも、ぜひそれは前向きに検討したいと思いますけど、どういう形がよろしいかはやはり少し時間をいただいて

19年度中に検討させていただいて、その市民の配付方法については検討させていただきたいというふうに思います。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** 本当は今年からと思ったんですが、私もそれは難しいだろうとは思いますが、だから、いろんなほかの活用方法なども含めて、私はお願いできればなと思います。

第2点目は、この開花段階に応じた入園料の方法を検討し実施に移せないかという点についてです。

私は、一昨年に福島県の須賀川市にある牡丹園に行く機会がありました。

この牡丹園というのは、毎年4月1日から開園をして、6月末日までがその開園期間というふうになっておりまして、おおよそ有料期間は4月の20日ごろから有料になるというお話です。ちなみに入園料は800円です。私は行って、この800円を支払おうと思って行ったんですが、「今、まだ満開でないから500円でいい」と言われたんです。「おっ」と私はそのときに思ったんですね。こういうやり方もあるんだなと、私は感じました。

ちょっと話をお聞きしたんです。そしたら係の人の話では、この牡丹園では4月1日に開園はしますと。だけど有料となるのは、さっき申し上げましたけれども4月の20日ごろからです。それまではいただきません。有料になっても、いきなり800円というのはやっぱり無理があるんだという判断のもとに、花の咲きぐあいによって段階をつけていますという話です。

具体的に言うと、この5月の連休前ぐらいまでは300円。連休明けぐらいから500円になって、満開に近い状態になれば800円をいただきますと。それで終わりかなと思ったら、その後もあるんです。花の残りぐあいによって、今度は下げていくんですね。500円にして、本当になくなったなら300円にまた戻るんですけども、こ

+

ういうやり方をしているんです。要は入園料の段階をつけているのですね。そして、須賀川ではこの方法を取り始めてもう10年以上になりますというお話でした。

商工観光課長に伺いますけれども、あやめ公園でも開園してすぐなんて取りませんよね、恐らく入園料は。そうじゃないですか。取ってますか。その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

6月10日からの開園というふうなことでやってございます。6月10日の前に観光協会の役員の方、それから市の方のその当時は三役の方で協議をさせていただいて徴収をするかどうかというふうなことを決めさせていただきま

す。18年の状況といたしましては、14日まで無料というふうなことでさせていただきました。その後は現在の規定の料金をいただいと。ゼロか1かというふうなことでやってございました。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** そういうことだと思いますね。

先ほども蒲生吉夫委員がこの問題を取りあげていらっしゃいますけれど、やっぱり花の咲く時期というのはその年によって違うわけですね、現実的に。自然条件によってかなり左右されるわけです。結果として、年度当初の見込みより早まったり、遅くなったりということがあ

るわけ、なかなか難しい問題でもあるし、悩ましい問題ですね。実際この間、我妻昇議員が質問さ

すけれども、あそこの窓口において、「何でこんなん

で銭取るのか、この野郎」というふうに言われたという話があったように、現場の人はかなり悩ましいわけですね。それはわかるんです、私も。花見に来てるわけですから、「花がなくて何で520円や」って

やっぱり言いたくなる気持ちはあると思います。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

大変にありがたいアドバイスをいただいたというふう

に考えてございます。花を見においでになられた方々に、それなりの値段と言いますか、その状態に応じた形で弾力的に運用するというのは、お客様にとっても満足いただけるものかなというふうなことを考えております。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** 今、商工観光課長が言われた6月1日までに咲かせるという努力は、私は大変結構なことだし、貴重なことだと思います。

ただ、須賀川の商工観光課にこの間電話して

聞いたところ、牡丹園もそういう対応はしてるのだと。促成で咲かせたものはばらまいてみたりしてる。けども、お客さんはわかるんだというんですね。そういう促成で咲かせたものを持ってきてあるから、だから800円をいただきますとはなかなかありませんと。そういう場合の対応も必要でこういうふうになったんだということでしたから、そこも一緒に検討していただきたいなというふうに思います。

市長にお伺いします。今、やっていただけるとのことでしたから、それは私はいいです。これは須賀川市のお話でしたけれども、須賀川市の牡丹園というのは今まで過去最高20万人の観光客が来ていただいたところだそうです。ところが、昨年度は6万8,000人ということなんだそうです。福島県内のほかの花を見せるところというのは、代表的なのは二本松の菊人形があるわけですが、これも大幅減だそうです。福島県内どこも有料にしているところについては、この間、観光客はどーんと減ってきていますと。ただ一つ、福島県内でもにぎわってるところがあるそうです。それは福島市の花見山公園だそうです。ただし、ここは無料。

つくづく言っておられましたけれども、スタイルがもう変わったんだと。バスで大挙して押しかけるなんて方式ではなくて、個人の人が個人客というふうになってると。そういう意味では今の客層の流れ、それからお客が求めるニーズ、あと考えてる考え方も変化、これらを見きわめないと、これからは難しいというお話があったんです。そういう意味から言うと、今回の700円というのは私、反対ですけど、もう少し考えて、私は判断すべきでないかなというふうに感じます。

先ほど、観光客の見込みについては蒲生吉夫委員が質問されてますから、私は重複しませんが、そういう意味では、この700円にしたことによる効果、あるいは逆にデメリットも

あるかもしれない。そういったところも私は見ながら判断する必要があるんじゃないかと思いますが、そこはどうお考えですか。

○**渋谷佐輔委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** お答えいたします。

大変すばらしいご提言をいただきまして、ありがとうございます。

委員のご指摘のとおり、観光のスタイルというのは大きく変わっていると。特に今、観光の主流となっていっしょなのが50代、60代の女性の層であろうというふうに思います。また、いわゆる団塊の世代がこれからリタイアされて、そういう方が行かれるのは海外旅行もあるんでしょうけども、国内旅行という需要があるだろうと。やはり夫婦、あるいは小グループ、その観光スタイルになるだろうというふうに思います。

そういった場合、求める観光地像というのは、まず癒される場所。きれいなところですね。そういった意味では、花はそこは当たっていると。あとは、やっぱりおいしい食べ物、珍しい食べ物を食べれるところ。それから喜ばれるお土産が買えるところ。ほかにもいろいろ要素があるんでしょうけども、そのように私は考えております。

そういった場合、あやめ公園というのはどうなんだと。残念ながら取り残された観光施設になりつつあるだろうと。そこで、これから転換を図る意味で、どういうふうに戦略を練るかという部分で、私はあやめ公園にいらしたお客様が市内に、やっぱりまちなか観光になっていただくような要素を早くつくるべきだと。そうすればあやめ公園も、もしかしたら無料で開放することも検討しなければいけないと。

しかし、今の段階では残念ながら、市内に十分観光客の皆さんが楽しんで見ていただいて、そしてお金を使っただくような条件はないというふうに思っておりますので、ぜひそれに

+

できるだけ早く達成できるような、そんな努力をしてまいりたいと考えております。

それで、あやめ公園の入園料につきましては、一つは確かにいろいろ異論はございますが、やはり今行政であっても必要なことは、観光事業でございますから、観光事業で市の経費をつぎ込んでしまつては、残念ながら観光事業じゃないと。それは市民の福祉のための事業になってしまうと。そうしますとジャンルが別でございますので、あやめ公園は福祉事務所あるいは教育委員会でやってるものじゃないということで、今回は私は厳しく、主管課の方には大変つらいけども、上げることによってそれだけの努力を、そして喜んでいただけるような工夫をしようじゃないかと。

確かに、委員がご指摘のとおり、本当にそれだけの歳入が見込めるのかということはあるかもしれませんが、私はそんなことで意識の転換を図りながら、観光客に喜んでいただけるような、そんなもてなしを努力してまいりたいと思います。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** 市長の考え方はそれなりなんだと思うんです。

ただ、私は先ほど来申し上げているように、市長は観光を目玉にしてやりたいという話があるわけですが、その前に、そのためにも700円に上げるということの決定の前に、私はやらなければいけないことって、もっといっぱいあるんだと思うんですよ。そういうところで、いわば市民と合議の上でやっていくという、そういうことの方が実りが多いんだろうと、市民とか関係団体として、こういうふうに感じております。

ですから、こうだからこうだということをいきなりかざすんじゃなくて、今までのやり方はどうだったのかということとをぜひ私は検証してみ、その上で判断をいただきたいなと思

ます。

次の質問に入ります。19年度予算で町内会や地域自治組織の運営に支障が出ることにならないかということについてお伺いをします。私は町内会に今回はしばってお話をしたいと思

います。総務課長にお伺いしますけれど、この平成19年度の予算の特徴という一つに、私は今まで行政から、市から、委託料であるとか、あるいは補助金であるとかというふうなことで、各町内会に下りていたお金がかなり減額をされているなど感じています。

代表的なのは敬老会の委託事業ですね。これは19年度予算は444万1,000円。18年度予算が583万5,000円ですから、139万4,000円の減額となるわけです。これはお聞きするところによりますと、今まで一人当たり1,300円だったものを1,000円にするということのようです。

これとか、先ほど蒲生吉夫委員が言われていたごみ収集所の維持管理補助金、これも昨年度は80万円だったけれど、40万円というふうなことになってますね。これは2,000円から1,000円に半額にしたというふうなものが、私は代表的なんだなというふうに思いますけども、総務課長、この申し上げたほかに、今まで市から各町内会、自治組織に対していっていたもので減額になったものというものはあるのかどうか。あるとすれば、その総額はどれくらいになるのかお聞かせいただきたいと思

○**渋谷佐輔委員長** 平 進介総務課長。

○**平 進介総務課長** お答え申し上げます。

ただいまのほかに、納税貯蓄組合連合会の部分で、これは納付書の配付手数料という形になりますが、これが1通当たり20円から1通15円ということになります。

また、そのほかでございますが、「県民のあゆみ」の配付謝礼というところでは、19年度でございますと47万2,000円という金額、これにつ

いては1世帯1回当たり5円19銭の額で、総額47万2,000円という形になります。

それから先ほど申し上げました納税貯蓄組合の配付の金額については、減額で18万円ほどというふうになります。以上でございます。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** これらを合わせて、敬老会もあるでしょうし、今、総務課長が言われたのは総務課所管のところの話ですよ。全体でどれくらいなのかというのは把握されていませんか。いろんなところからいくわけでしょう。衛生費からいくところもあるし、違う福祉の関係からいくところもあるしというのはそれぞれあると思うんですが、それらは把握はされてませんか。

○**渋谷佐輔委員長** 平 進介総務課長。

○**平 進介総務課長** この19年度の予算について、各町内会で3月の末あたりとか、4月初めに総会があるというふうに思います。それに合わせて現在、議会に予算案を提案中なんですが、各町内会の予算編成をある程度見越す必要があると思ひまして、過日、「議会の開会中で提案中でありましてけれども」というような断りをつけながら、この部分についてお知らせしたところです。

それに当たって、総務課の方で各課の方に照会しまして、どういったところが影響しますでしょうかというふうな、各課に照会した結果出てきたのが「県民のあゆみ」、それからごみ収集所の維持管理補助金、納税貯蓄組合の事務補助金、敬老会の事業委託料というふうなところが各町内会のところに影響するというふうなことで出てまいりましたので、この部分について各地区長会長さんにご連絡申し上げたところでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** わかりました。

これは市長に伺いますけれども、心配してるん

です。何が心配かというのと、私は以前から自治公民館の関係では教育長といろいろとやりあってますけれども、町内会の運営に結局しわ寄せがいくんじゃないですかと。ただでさえ、現実的には例えば、敬老会の委託事業で申し上げますけれど、市から委託料が一人当たり1,300円もあって、それでやれてるわけじゃないわけですよ、敬老会事業というのは。それに地区の会計から上乘せをして、ご苦労様と一杯飲んでるところもあるし、あるいは商品券で渡したりという事業をやってるわけです。

出す方は「300円削ったぐらいで」と思われるかもしれませんが、しかし、それは一人当たりの話であって、ご案内のように高齢社会になってますから、現実的にふえてるんですね。市は75歳から76歳にしてって段階的に上げていくからいいみたいに聞こえますけれども、そうではないんです。実際、町内会はやっぱり75歳になったら75歳からするわけで、そういう負担というのは必ず町内会にかかってくる。町内会は新たなそういう支出をどこで賄うかというのと、例えば私の方では地区費って言ってますけれども、それをやっぱり上げるわけにはいかないということで、ほかにそのしわ寄せがまたいくんですね。こういうことが繰り返されては、私はならないなと思うんですよ。何でもかと言うと、ただでさえ、町内会の役員の人たちというのは今まで町内の中でやってきた事業なんかをなくしてられないと。何とかして向上はさせられないけれども、維持させようということで頑張ってきておられるんですね。そういう人たちがやる気をなくすようなことがあっては、私はならないのではないかなと思うんですよ。

そういう意味では、私は今回の予算計上をされてますが、これは復活をするという可能性もあるのだということというのはないんですか。あるいは、これは年限決まってないからなんですけど、例えば何年間我慢してほしいとかとい

+

う中身のものはあるのでしょうか、お聞かせください。

○**渋谷佐輔委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** お答えいたします。

この敬老会の委託料につきましては、私も大変おしかりを受けたところです。長井の非常にいい政策の一つだろうなというふうに思っております。そんなことで、何とか300円減で終わらせた。それは、委員からは反対されましたけれども、目的基金を繰りかえさせていただいて、これを維持したんです。目的基金を3億5,000円万振ったら、こちらに借り入れしなかったらこの事業もできなかった。

しかし、ほかの例えば置賜3市5町の状況を見ますと、この委託料ゼロというところが米沢市、小国町、ゼロなんです。長井より財政がいいところですよ。それから、例えば高畠町に至っては地区は6地区なんです。平等割りで6万8,000円、そして一人当たり578円。これはいいんですよ。あと川西町は6地区でやってるんですけども、平等割り7万円の一人当たり270円。それから白鷹町に至っては同じ6か所なんです。1地区5000円の平等割り、そして一人当たり300円なんです。内容は長井に近くて、一人当たり1000円から1500円程度だそうです。

そんなことで、長井はそういう意味で言えば、今まで頑張ってる部分はしっかりと予算をつけてきた。しかしながら、19年度は本当にお金がないんですよ。あったらやりたいんですよ、私も。ですから、そういった意味では何とか19年度中にこの財政状況をよくよく地元の方ともお話して、きれいに情報を公開して、これからどういった方法があるのかということを見交換しながら、20年度以降どのような形でいくかということをやりたい。

ですから、さっきあやめ公園の話もあつたんですけど、待たなななんです。ですから時

間をかけてやりたいんです、私も。でも、それぐらいやはり19年度予算というのは単年度で見たら大変厳しい状況ですから、その辺はぜひご理解いただきたいと思います。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** 今の最後のくだりは後で聞きますけども、今までやってきたことを見直すなら見直すでいいですよ。他市並みにしますという結論が出るかもしれない。だけどそうではなくて、300円だというふうになればそれは当然にして、その差額はみなければならぬ、どっかで。どっかでというのは間に入った組織だよということなんです。こういったことが私はこれからも繰り返されてきたら、ちょっと町内会を維持できないですね。

その前に仮にこの敬老会の関係だけ1点、ちょっとお聞きしますけども、受託できませんとこれではということは想定してらっしゃいますか。

○**渋谷佐輔委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** お答えいたします。

1,300円を1,000円にということで、地区長連合会の方にご提案させていただいたところ、「それじゃ、地区ではしません」というふうに言われました。その300円っていいですか、「敬老会というのは今まで長井市に大変ご貢献いただいた方に対する敬老思想ということで、非常に重要な事業なんだ。そんなこともできないなら市でやれ。地区ではやりませんよ」と言われました。

今回はご承認いただいたとは思ってないんですが、とりあえず1,000円につけさせていただきまして、幸いにも9月でございますので、私としてはある程度時間があると。その間に地区の皆様とご相談申し上げて、どうしてもできなかったらやっぱりできる方法を何か考えなければいけないだろうと。もし、財源が見込めるものがあれば、これは地区との話し合いで、やは

り1,000円ではできないから、少しアップさせろということも可能性としてはあるかもしれませんが。ただ、今の段階では1,000円の予算を組むので精いっぱいということでございますので。

ただ、やはり大変私もこんな言い方は恐縮なんですけども、就任して1か月やそこらで、そんな話し合いを詰める時間がなかったわけですね。ですから、とりあえず高橋委員からもご指摘だけされたように、一部暫定ではないんですけども、暫定的な予算の組み方的な考え方もせざるを得ないのかなと思ってます。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** 可能性があるようなないようなお話でして、大変迷うのですが、それはわかります。市長がおっしゃることもわかります、私。だから、もう少し再検討したいとおっしゃるんなら、それでもいいです。それは私もそれに期待します。

ただ、これからこの種のことをどんどん自治組織というふうに言われてるところにぎーっというふうにやっていくと、本当にどうなるのかなという思いはするわけですよ。

私はある地区長さんにはこういうふうに言われたんです。「今度、地区長会の酒飲みもなくなるんだと」。私は「いいことだべ」と言ってしまって、あーっと思ったんですけども。それもよくないんですね。とらえ方としてはいろいろあるわけですよ。そういうことというのは潤滑油にもなっていたわけですから、もう少し考えないといけないこともあるんだなというふうに思いますし、何よりも行政からすれば、地区長さんというのは本当に協働のまちづくりの一番のパートナーでしょう、何と言ったって地域とのパイプで。そういったところが地域で頑張ってもらっしやるにもかかわらず減らしていくというやり方をすれば、本当に目指す協働のまちづくりっていても、なかなかその基盤は醸成されないし、逆に返上ということになったら、

かえって大変になるわけで、そこは今後私は対応いただきたいというふうに思います。

それで、言われてるその繰りかえ運用の関係について質問をします。

市長のきょうの答弁を聞いておりますと、「だから一つは自立経営推進対策室をつくったんだ」とか、「19年度で何とかしないと」というお話があるわけですけども、私はそうだろうかかと、それはちょっと考え方が違うのかもと思いますが、そうだとすると、ちょっと違うなというふうにとらえています。

ちょっと時間がないから端的にお聞きしますけども、まず、不足する財源であるとかという問題はこの前お聞きしたんですが、なかなかわからなかった。そこはこっちに置いとくとして、この標準財政規模の約1割を政策的な経費に充てたいというふうなお話をされました、一般質問の答弁で、事業として。これは私は考え方としてはわかるんですけども、しかし、それが今の長井市の財政状態でできるかというふうになると、私は違うと思うんですよ。思いはあっても、先ほど来、市長からは大変だ大変だ、お金がないんだ。ふたをあけてみたら、目黒さんのときは300万円あったけど、内谷市長のときはマイナスだったなんてお話もお聞きしてるわけですが、そういう状態のときに、じゃ、できるんですかというところは率直な疑問なわけですよ。そこはどういうふうに整理をされたんですか、今回。

○**渋谷佐輔委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** お答えいたします。

一般質問でお答えしたのは、投資的経費ということの考え方でございます。これはいろいろな考え方があるんでしょうけども、2月13日に置賜総合支庁が主催したこれからの自治体のあり方というような研修の中で、一橋大学の辻教授がこれからの自治体のいろんなシミュレーションを出されました。その中で、例えば財政が

+

厳しいからということで投資的経費を削減しても、あるいは一定程度、これは範囲を超えたらだめですけども、やってもほぼ10年後、財政状況は変わらないというシミュレーションデータがあるということで、私も見せていただいて、あと一般的に投資的経費につきましても、私は地区の方から非常に要望の高い道路の維持補修とか、あるいは水路ですとか、身の回りの生活環境整備についてはこれはむだなものじゃないと、必要なものだ。例えば、我々が生活をしていく上で、くつがやはりぼろぼろになったら新しいのに買い換えなきゃいけない。あるいは、服もそのときそのときの季節によって変えなきゃいけない。同じようなものだろうと。

ですから、これを箱物をつくったりとか、あるいは必要のない公共事業というのは、これはいけないことだと思いますが、これはまた計画的に進めれば、これは市としてもお金も回りまわすし、最低限必要な部分じゃないかなと思ってます。

あと今回、目的基金までお借りしてやるというのは、やはり今現在、長井市は中期的には決して市民一人当たりのいわゆる負債額、借金額は多いわけじゃないと思うんです、とりたてて。ただ、単年度のお金がないと、現金がないんです。その部分で、私は論じているつもりでございますので、ちょっと論点がかみ合わないのかなというふうに私は思ってます。以上です。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** その辻先生がおっしゃったことの中身を言うと、投資的事業を今やらなくても、将来的にやれる見込みはないんだよということなんでしょう、いわば。財政状況は変わらないというわけだから。そういうことではないと思うんです。そういうことじゃないというのは、そういうことだと思うのよ。その辻先生の言うとおりでと思う、私は。だから、財政状況というのは、これから好転する望みって

ないですよ。どう考えたって、なかなか難しい。特に長井みたいな小都市にあっては難しいと私は思う。思うからこそ、今、この平成19年度にこういう特定目的基金から借りて、事業をやってしまうことがどうなのかという判断をしなければならぬのではないんですかというふうに言ってるんですよ。

そこが私は一番大切なことだと思うんです。目的基金から借り入れて事業をしてしまったら、それは後年度にまたつけがいくんじゃないですか。私はそういう理解なんですよ。何が違うんですか。

○**渋谷佐輔委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 委員がおっしゃってる事業というのはどういう事業を指すのか、ご指摘がなかったからわからないんですけども、公共事業にお金が必要だから、特定目的基金から繰りかえるのではありません。それはゼロではないかもしれませんが、その多くは先ほど私が言いましたように、キャッシュがないんだと。ですから、公共事業の多くは起債事業でございますので、ですから、キャッシュがないというのはその目的基金の部分は公債費に充てられる形にはなりますよ、もちろん全体の中で。

ただ、今必要な福祉であったり、教育であったり、そういった部分の市の単独事業も含めてキャッシュがないとできない部分に充てるために繰りかえさせていただいたと。ですから、公共事業をやるためにそれに繰りかえしたというのは私は違うんじゃないかというふうに思います。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** 公共事業全般なんていうふうには私も申し上げておりませんが、しかし、そういうふうにはしか見えないんですよ。内示資料の前に、財政課長からいただいた資料などを見ても、義務的経費はこれくらいですよと、一般財源はこれくらいですよというふうな

ところから言っても、そのときは特定目的基金から借り入れるというのはなかったわけね。それが出てきたというのはどういうことなのかと考えると、私はこの市長が言われる投資的なこと、だから不足する財源というのは何だというふうに私は一番言いたいわけですけども、しかし、時間がないからそこまでいけません、でもやっぱりそういうことだと思っんです。私のとらえ方はそうです。

(「違う」の声あり)

○11番 高橋孝夫委員 違わないと思っな。

それで、もう一つお聞きします。財政課長に聞きますけれども、前回、一般質問でこういう質問をしたんです。

この特定目的基金からの借入、予算書上は繰入というふうになりますけれど、これというのは、財政統計上どういう扱いになるんですかというお話をしたんですが、ちょっと長くなってしまって、私もぼやとしてたもんですから、聞き逃してしまっています。ここだけ整理してください。

○渋谷佐輔委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 お答えいたします。

決算統計上には基金からの繰りかえ運用については何ら影響するものではございませんので、借入金の扱いにはなりません。以上です。

○渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 借入金の扱いにならないんですね。だけ借金ですよ。私は、ここがやっぱりちょっと整理しとかないとまずいなというふうに思っんですよ。

よく財政指標を言われるときに、先ほど来話があったように、実質公債費比率がどうか、公債費単年度の比率がどうか、それから起債に依存する比率は幾らとかというふうなことを言われますけども、それと性質がちょっと違っものですよ、これは。そうですか、財政課長。

○渋谷佐輔委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 財政指標にかかわる借入金かどうかというふうなご質問のご趣旨だとすれば、それは違いますというふうに申し上げなければならぬと思っます。

○渋谷佐輔委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 違っんだと思っます。そういう土地開発公社が隠れ借金だつてよく言つてやりましたけども、そういう処置をしなければならぬというのは、私はちょっと今回は市長は単年度の措置だと言われるかもしれませんが、私は異常な措置だと思っんです。

基金からの繰りかえ運用自体が悪いなんて話は私はしてません。基金からの繰りかえ運用というのはあり得ることです。けども、ほとんどすべての基金から、目いっぱい近く一気に借り入れるというのはちょっと異常な状態だと思っんですが、そこはどうですか、市長。どういふ認識ですか。

○渋谷佐輔委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えします。

それは何度もお話ししてますように、例えば1,300円のをゼロにすることができなかつたと、先ほどの。そういったことで目いっぱい、要は足りない部分お借りするということで、全部のできるだけのものを見たということでございます。

(「異常なことではないか」の声あり)

○内谷重治市長 その辺についてはおっしゃるとおりです。ですから、これは20年度はできないわけです。待たなしの状況ですから、19年度そのものも、やはり委員も一般質問でおっしゃったように、できるだけ話し合いの中で残していかなければいけない。でも、これは残るお金なわけですよ。公共事業なんかも、これは取りやめすればいいかもしれないですけど、これはもう起債も含めて国・県からある程度認めていただいた事業です。ここの部分はやめても実際は残らないんですよ。収入も減るわけですか

+

ら。ところが市の単独事業を含めて、そういった話し合いで何か代替の案があれば、残る金額ですんで、そういった取り組みをやはり19年度中に真剣にやらなければいけない。そのための対策室だということでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** そこは合うんだね。私は今回異常だなんて申し上げました。と同時に不思議なのは3億4,900万円、その返済計画はいただきましたけれども、それは何によって来年度から返していくのかということも示されなければ、なかなか判断できない問題だというふうに思うんですよ。

それもできないと。だけど足りないからこうだというのはちょっと通らないんじゃないかというふうに私は思うんですよ。何で返すのかというのもわからないんです。それをこれから決めるといふやり方も私はちょっとおかしいなと思うんですよ。だから、これぐらい足りなくて組んだというのは、まず単年度はいいとしても、心配しているのは後年度の話でしょう。それはどういうふうに私どもは今の段階で整理すればいいんですか。

通常だと、これぐらい足りないからどうしたらいいですかというふうになると思うんです。だけど、そうではなくて市長は時間がなかったんだということもあったんだと思うんです。だから、こういうふうに示さざるを得なかったというふうに言うんでしょうけれども、だけど、それは少し順序が違うと思うんですよ。だって、借りたお金でやって、それから対応を考えましょうという方策がいいのかって言われれば、それはちょっと「ん？」ってみんな思うんじゃないですか。

そのこのところは私たちはどう整理をすればいいんですか。そこだけ教えてください。

○**渋谷佐輔委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** お答えいたします。

先ほどから委員もおっしゃっているように非常事態です。異常事態です。非常、異常。いわゆるそれが当初から見込めるんだったら、やはり皆さんからも納得いただけたと思います。

しかしながら、やはり一般質問でもお話がありましたように、110億円必要だと。100億円しかない。この10億円を埋めることというのはできなかったわけです。そこはご理解いただきたい。私も以前は議員でしたんで、責任はありますけれども、やはりわからなかったです、正直なところ。でも、実際ふたをあけてみたら大変な財政状況だと。

しかし、市民の今までやってたサービスを切ることもできないと。マイナス20%でどれだけ私はおしかりを受けているか。大変な状況です。地区に行っても、「おまえの話は暗い」と。

「何なんだ、新しい市長は」と言われますよ。でも、それを甘んじて受けざるを得ない状況ですよ。それに対して、これからの先の見通しがどうなると言われても、19年度頑張るしかないわけです。そして19年度中に見通しを立てざるを得ない、それぐらいやはり深刻な状況だと思います。以上です。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** その20%切る話は後で多分、詰めたと思うんですが、私はそれはしません。ただ、そういう状態だということは、それは私だってある意味ではわかります。けども、申し上げているように、順序はやっぱり違うなというふうに私は思います。

最後にですけど、私はこの前に申し上げましたが、少なくとも18年度決算はどうなるかというところを一つのポイントだと思っているんです。そこができるまでというか、それが大体見えるころまでは、私は少なくとも特定目的基金からの借入時期ですね、それはやっぱり余裕を見て対応してほしいというふうに思ってます。今から、4月1日からすぐやるということ

でなくて、決算状態を見て、その後でできれば順次対応していただきたいというふうに思いますが、ここはどうでしょうか。

最後になりますがよろしく願いいたします。

○**渋谷佐輔委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 委員のご指摘のとおり、目的基金から繰りかえしないと、繰り入れしないと予算は均衡ですから、組めません。そんなことで、そういった予算を組ませていただきましたけども、やはりできるだけ、これは最後の頼みの綱と言いますか、これしかないわけですから、これはできるだけ使わなくても済むように19年度、努力してまいりたいというふうに思います。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** かみ合わないところがありましたけど、大体最後のことで私もある意味では納得します。大変な状況でしょうけれども、しかし、お互いに議会も同じですが、誤りのない方向で判断をしていきたいというふうに思います。終わります。

藤原民夫委員の総括質疑

○**渋谷佐輔委員長** 次に、順位4番、議席番号16番、藤原民夫委員。

○**16番 藤原民夫委員** 私の通告が一番最後になったんで、5時でやめろということで、残り明日20分間与えるというふうなことだそうですので、途中で途切れますが、ひとつ答弁の方もよろしく願いいたします。

私が通告しております要旨は緊縮財政下における心の行政のあり方についてであります。

通告順に従って、順次、関係の当局者に質問をいたしますので、簡潔で明快なご答弁をお願いいたします。

最初に、齋藤商工観光課長にお聞きをいたし

ます。初めに、若い世代の仕事や暮らしを支える若者の就労支援に目を向けた行政をとということで、市長並びに商工観光課長にお尋ねをするわけですが、第1に低賃金、無権利の非正規雇用労働者の問題であります。

この10年間に正規労働者は全国的に395万人減少して、そして非正規労働者は593万人増加したということであります。その結果、労働者の3人に1人、青年と女性の2人に1人はパート、派遣など非正規雇用のもとで働いているという調査結果があります。

正規労働者から非正規労働者への置きかえは、民間大企業はもとより、自治体の職場などの中でも無差別に広範囲に急速に広まっているということであります。この非正規労働者は極端な低賃金、差別、無権利状態のもとで苦しんでおられまして、政府の調査でも非正規労働者の8割近くが、年収150万円以下という最低限の生計費も保障されない異常な低賃金で働いているということであります。

正社員と同じ仕事の責任を持たされながら、忌引休暇も年休も保障されず、社会保険にも加入できず、絶え間ない解雇の不安にさらされ、そして昼食の食事代補助すら出されないなど、非人間的な差別を押しつけられているというふうな悲惨な訴えもお聞きするのであります。

初めに、内谷市長にお尋ねをいたしますが、市長は先ごろの市長選の中で、「がんばろう長井！」というパンフレットを発行しておられて、その中で、女性や若者が生き生き暮らせて、子育てがしやすい安心なまちにするためにということで、10項目ほど挙げておられますが、その中に、同一労働・同一賃金を企業に働きかける。また、パートや契約労働の条件整備（安心な仕事）この実現を図るなど、まことに心に響くような公約をしておられるわけであります。

そこでお聞きをいたしますが、長井市周辺でも低賃金・無権利の非正規労働者が急増してい

+